

## 特別養護老人ホーム千寿の郷における 2 階浴室及び脱衣室全面改修工事仕様書

### 1 工事名

特別養護老人ホーム千寿の郷における 2 階浴室及び脱衣室全面改修工事

### 2 工事期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

### 3 工事の目的

社会福祉法人滋賀同仁会が運営する特別養護老人ホーム千寿の郷の 2 階浴室及び脱衣室の全面改修、入浴支援機器の導入など、入浴時の入居者の安心・安全の確保、職員の入浴介助時の身体的・精神的負担の軽減を図る目的として工事を実施するものである。

### 4 工事施工範囲及び内容

当該工事の施工範囲は 2 階浴室及び脱衣室(別紙図面・現況写真)とする。

- (1) 浴室及び脱衣室の全面改修工事、給排水・電気設備工事等
- (2) 介護ロボット(浴槽・入浴支援機器等)導入
- (3) 上記工事に伴い施設入居者、職員に配慮した工事
- (4) 既存建物の撤去工事
- (5) その他、上記業務に付随する工事

### 5 事業者を求める事項

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けているものであること。
- (2) 過去 3 年以内に延べ床 1,000 m<sup>2</sup>以上の鉄筋コンクリート造の特別養護老人ホーム等の介護施設、病院、療養施設等において、浴室及び脱衣室の全面改修を実施したことがある者
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法(平成 17 年法律第 86 号)に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 1

項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 当該工事を施工し得る十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置できること。
- (7) 当該工事を指揮する管理責任者を配置すること。また、管理責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。なお、事業者は、契約締結後速やかに、管理責任者の氏名等を提出すること。
- (8) コンプライアンス(法令遵守、個人情報保護、情報セキュリティへの取り組み)を徹底すること。

## 6 成果品と成果品の帰属

成果品に関する所有権は、発注者に属し、事業者は発注者の承認を得ずして他者に公表、貸与又は使用してはならない。

成果品は次のとおりとする。提出部数については発注者との協議により決定する。

なお、記載内容等については、発注者と事業者が協議のうえ決定するものとする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 工事写真(施工前後)
- (3) 竣工図面(機械・設備含む)
- (4) その他発注者が指示する資料

## 7 工事代金の支払い

当該工事は滋賀県の補助金を活用することとしているため、工事完了後速やかに補助金請求を行い入金完了後に支払うこととする。

## 8 特記事項

- (1) 事業者は、当該工事契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない、
- (2) その他、この業務の実施に際して、この仕様書に疑義が生じた場合又は定めのない事項については、速やかに両者協議の上で決定するものとする。